

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和5年度 第1回)

開催日及び場所	令和5年6月14日(水) 午後1時30分から 下野市役所 201会議室		
委員	委員長：阪田 和哉 (宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委員：石島 力 (弁護士) 西尾 忍 (公認会計士) (委員4名中 出席委員3名)		
審議対象期間	令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日		
抽出案件	5件	対象期間内総件数	59件
一般競争入札	5件	一般競争入札	34件
指名競争入札	0件	指名競争入札	23件
随意契約	0件	随意契約	2件

○議事等の概要

(1) 入札及び契約状況について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また談合情報対応状況については、該当なしの旨報告しました。

(2) 抽出事案の審議

抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

1 「石橋地区配水管布設替工事第7工区」について

- ・工事箇所：下野市石橋地内
- ・水道課発注（一般競争入札）
- ・応札者がいないため。

2 「特環下水道管渠工事（補4-1工区）」について

- ・工事箇所：下野市柴地先
- ・下水道課発注（一般競争入札）
- ・応札者が2者で落札率が高いため。

3 「道の駅しもつけ空調改修工事」について

- ・ 工事箇所：下野市薬師寺地内
- ・ 商工観光課発注（一般競争入札）
- ・ 応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

4 「市道1－3号線舗装修繕工事」について

- ・ 工事箇所：下野市下古山地内
- ・ 建設課発注（一般競争入札）
- ・ 応札者11者の内9者の入札金額が同一であるため。

5 「市道8267号線擁壁整備工事」について

- ・ 工事箇所：下野市仁良川地内
- ・ 区画整理課発注（一般競争入札）
- ・ 応札者11者の内7者の入札額が最低制限価格と同一であるため。

□ 審議結果について

審議案件5件を含めた、対象期間に発注された59件すべて、適正に執行されていると認められました。

□ 主な質疑について

【抽出案件1】

○委：入札参加申請は2者あったが、その2者がほかの入札を優先して、辞退したということですか。

●事：そのように推測しております。

○委：工事の内容よりも工期の問題ですか。

●事：工期が被ってしまうと他の工事に専任する技術者等が配置できなくなることを考慮したものと思われまます。

○委：この工事は別の機会に発注されたのですか。

●事：翌年度に入りすぐに、位置図のとおり、2箇所あった工事個所を分割発注し、2件とも複数者の応札により、適正に落札されました。

○委：今後も同じような案件の場合は、そのような工夫をされるということですか。

●事：また、時期をずらし、同様に工夫していきたいと思ひます。

【抽出案件2】

○委：この案件も、応札者が2者と少なかったのは、工期の関係が影響していたのですか。

●事：この現場は、県道ということもあり、Aクラスの交通誘導員の配置を求める等市道と比べ交通規制も厳しくなることから参加数が少なくなったと思われまます。

○委：実質、競争が働いておらず、最初からできる業者が限定されることが見込まれていたなら、交通誘導員の確保時期なども考慮する等発注に何らかの工夫ができなかったのでしょうか。

●事：この工事は年度末までに下水道へ接続しなければならない工事であったため、工期を遅らせることもできず、同様に国庫補助事業等で工期をずらせない工事が集中し、難しい工事が敬遠されたものと思われま。

○委：混み合う時期をずらして、4月以降に発注する等計画的に行えば、こういった事案は防げるのではないですか。

●事：市は、単年度会計であり、4月から準備して、8月頃から発注件数が増加し、3月までに完了するサイクルが基本となっていますが、国交省からの指導もあり、平準化に取り組んでいるところです。事業の繰越制度を活用し、4月から6月頃にもできるだけ発注するよう試みており、例年10本から15本程度繰越して発注しておりますが、年間の発注件数は130本程度あるため、どうしても秋ごろに発注が集中してしまう状況にあります。

【抽出案件3】

○委：予定価格が6,000万円程度の工事で、直接工事に占める材料費の割合が高く、利益が薄いとはいえ、一番高い応札と低いもので、18万円しか差がない。もう少し差が出てもよい気がします。落札率が高くなるほど、各者の入札額は近い値になっていくわけですね。

●事：予定価格を事前公表しておりますので、そうなります。

○委：受注者側にて金額面で工夫できる部分が少ない工事とはいえ、予定価格が約6,000万円の工事で、参加業者の入札額がすべて99%を超えているのは、違和感があります。

●事：日々、資材単価が上昇しており、ちょっと発注時期が違っただけでも単価が変わってくる状況下で、入札金額を下げることに不安を感じた部分があったかと思われま。また、道の駅を営業しながらの工事というやりづらさも考慮され、積極的な入札に繋がらなかったものと推測されま。

【抽出案件4】

○委：これだけの業者が一斉に最低制限価格と同額で入札してくると、予定価格が高かったのかなという気がしています。もっと値引きできたのかなと思われま。

●事：舗装繕工事は、ほぼ県で公表している単価を採用しているため、業者もかなり正確に、最低制限価格の積算ができていると思われま。単価を下げることはできませんので、予定価格を下げることもできません。

【抽出案件5】

○委：比較的工事がしやすい場所であり、積算技術の向上から最低制限価格での競合となった推測をしていたが、それは入札の前の段階でも推測できるのですか。

- 事：積算しやすいもので、経費の幅が大きく、工事しやすいものには入札が集中する傾向はあるかもしれませんが。ただし、発注が多い時期は入札参加者が分散されることも多く一概には言い難いが、この案件のように発注時期も遅く、発注案件が少ないとこういった事案が発生しやすくなるかもしれません。
- 委：最低制限価格も予定価格の89%とか90%になってきており、経費の割合が高く経営努力の余地が大きい工事では、もっと入札価格を下げることもできるのかもしれないが、最低制限価格以下に値下げすることもできない。一方で、経費の幅が少なく、工事しにくいものは値下げできない。このような二極化の傾向に偏っていることが多くなっていますね。
- 事：最低制限価格は国交省の計算式に倣って計算しておりますが、10年位前は予定価格の85%程度でありましたが、徐々に値上がりしてきました。
- 委：1万円の差でくじに参加できないケースが結構あります。特に、1万円安すぎて失格になっているケースが多くみられます。
失格にならなかったところが、数者あったので良かったが、もしも最低制限価格やそれに近い額での入札者がみんな失格になっていたら、入札額が一番高かった者が、ほぼ予定価格で落札するという可能性がありました。最低制限価格と同額か、1万円程度の差の額での入札者は、最低制限価格を狙ってきたのではないかと推察されます。そのような入札者が失格にならない仕組みづくりが必要ではないでしょうか。間違い方の傾向を調べてみると、どういうミスをしているのか見えてくるかもしれないですね。
- 事：高止まりの傾向であったり、間違いの傾向であったりを分析し、今後の発注に活かしていきたいと思います。

【指摘・検討事項について】

- ・発注のタイミングとして、より平準化を推進し、できるだけ業者が競争しやすく、入札への参加を見送るといった状況が生まれにくいような形で、発注契約ができるよう工夫していただきたい。
- ・最低制限価格の算出方法と業者の最低制限価格付近での入札の傾向を精査し、より適切な形の入札契約になるよう、再度検討していただきたい。